



教義指第1075号  
令和8年2月17日

各市町村教育委員会教育長  
伊奈学園中学校長  
総合教育センター所長  
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

里親制度や児童養護施設等、社会的養護を受けるなど様々な背景をもつ児童生徒を含む、全ての児童生徒・家庭への配慮について（「教職員のための配慮がある授業づくりハンドブック」の送付）（通知）

日頃より本県の教育行政に対して、御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。  
標記の件について、『「配慮ある授業づくりについて」の動画配信について』（令和8年1月21日付 教義指第987号）にて周知したとおり、「教職員のための配慮がある授業づくりハンドブック」を作成しましたので、送付します。

当ハンドブックは、里親制度や児童養護施設等、社会的養護を受けるなど様々な背景をもつ児童生徒を含む、全ての児童生徒が安心して学ぶための配慮について、これまで周知してきた通知及びリーフレットの内容を整理・充実したものであり、全教職員が必要な配慮について理解を深め、授業づくり等に確実に生かしていくことを目的としています。

つきましては、当ハンドブックの活用について、教育事務所におかれましては所管の市町村教育委員会へ、市町村教育委員会におかれましては所管の学校へ、活用について周知をお願いします。総合教育センターにおかれましては担当への周知をお願いします。

その際、市町村教育委員会におかれましては、各学校で今後、生活科の「自分自身の生活や成長を振り返る活動」をはじめ、各教科等において家族や家庭生活に触れる授業や教育活動が予定されている場合は、当ハンドブックの内容を踏まえ、児童生徒に対して配慮があるものとなるよう、管理職による校内での周知・徹底について御指導くださるようお願いいたします。

伊奈学園中学校におかれましては、校内研修等で活用し、授業等において十分な配慮がなされるよう、管理職による全教職員への周知・徹底をお願いします。

また、周知用ポスターも送付しますので、各学校におかれては職員室等への掲示などに御活用いただき、当ハンドブックが教職員の配慮ある授業づくりの拠り所として御活用されますよう、教職員への周知に努めていただきますようお願いいたします。

引き続き、里親制度や児童養護施設等、社会的養護を受けるなど様々な背景をもつ児童生徒を含む、全ての児童生徒・家庭に対しての配慮ある授業づくりに、御理解と御協力をいた

だきますようお願いいたします。

なお、「社会的養護を受ける児童生徒への配慮について（通知）」（平成29年12月15日付教義指第824号）、「社会的養護を受ける児童生徒への配慮について（通知）」（令和6年4月10日付教義指第65号）については本通知をもって廃止します。

## 記

### 1 送付資料

- ・資料1 教職員のための配慮がある授業づくりハンドブック
- ・資料2 「教職員のための配慮がある授業づくりハンドブック」周知用ポスター
- ・資料3 映像資料（動画）スライド資料
- ・資料4 映像資料（動画）読み原稿資料
- ・資料5 配慮がないワークシート例（研修用資料）
- ・別紙1 ハンドブックのダウンロード、映像資料（動画）の視聴方法等について
- ・別紙2 教職員への周知用原稿例

### 2 参考資料

- ・学級経営リーフレット（令和7年3月発行）
- ・『「配慮ある授業づくりについて」の動画配信について』（令和8年1月21日付 教義指第987号）

### 3 その他

- ・映像資料（動画）は『「配慮ある授業づくりについて」の動画配信について』（令和8年1月21日付 教義指第987号）で周知した映像資料（動画）内容の一部を修正したものです。
- ・当ハンドブックの各学校における周知状況等について、3月中旬を目途に調査を行う予定です。

担 当 : 市町村支援部義務教育指導課  
学力向上推進・学力調査担当 高橋（史）  
電 話 : 048（830）6779  
E-mail : a6750-11@pref.saitama.lg.jp